

会 議 録（公開部分）

会 議 名	令和３年度第３回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	個人情報取扱事務について（公開） 審議依頼事項 (1) コミュニティバス運行計画基礎調査事務の開始及び個人情報の本人以外からの収集について（企画調整課） (2) 福祉タクシー利用助成に関する事務の個人情報の目的外利用について（高齢者支援課） ※ (1)及び(2)については、一括して審議する。 報告事項 (1) 不妊治療費等助成に関する事務の開始について（保健センター） (2) 不育症治療費等助成に関する事務の開始について（保健センター） (3) 期日前投票、不在者投票及び郵便等投票に関する事務の変更について（選挙管理委員会） (4) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務の開始について（生活支援課）
日 時	令和３年１２月２１日（火）午前９時３０分から午前１１時５分まで
場 所	市役所低層棟４階 職員控室
出席委員氏名	須賀 昭徳、小林 義和、高橋 澄江、玉真 聡志
事務局等	実施機関 今村 繁（副市長）、宮澤 一弥（総務部長）、大久保 貞則（総務部次長兼総務課長）、高谷 亮介（総務課庶務係長）、出井 孝明（総務課庶務係主任主事）、池田 文彦（企画調整課長補佐）、中山 晶博（企画調整課副主幹）、花立 巖（企画調整課調整係主査）、小島 修次（保健センター長補佐）、高梨 清美（保健センター母子保健係主査）、田村 秀一（選挙管理委員会事務局長補佐）、高橋 昇平（選挙管理委員会事務局主任主事）、西野 寛史（生活支援課保護一係長）、田中和輝（生活支援課保護二係主任主事） 事務局 宮澤 一弥（総務部長）、大久保 貞則（総務部次長兼総務課長）、高谷 亮介（総務課庶務係長）、出井 孝明（総務課庶務係主任主事）
傍 聴 者	無し
議 事	
令和３年度第３回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。 個人情報取扱事務について（公開） 審議依頼事項	

(1) コミュニティバス運行計画基礎調査事務の開始及び個人情報の本人以外からの収集について（企画調整課）

(2) 福祉タクシー利用助成に関する事務の個人情報の目的外利用について（高齢者支援課）

担当者から一括して概要の説明を受けた。

玉真委員 デマンド交通とは何か。

池田課長補佐 公共交通が通っていない区域を対象とした交通支援事業で、自治体に予約をすることでタクシーによる交通支援を受けられるといったものがあります。

玉真委員 通常のタクシー予約とはどのように異なるのか。

池田課長補佐 料金体系や、利用できる時間帯に制限がある点などが異なっています。

副市長 予約制で定時運行しているような場合もあります。

小林委員 一般的にはタクシー予約より安くなるということか。

池田課長補佐 そのとおりです。

小林委員 まめバス、福祉タクシー、デマンド交通の3種を適正に組み合わせるための調査という理解でいいか。

池田課長補佐 そのとおりです。

小林委員 質問項目として「まめバスを利用しない理由」があるが、まめバスの利用を促進したいということか。

副市長 まめバスだけでは全地域を網羅できるものではなく、様々な手段を講じて交通不便地域をカバーしていく方針ですが、まめバスの運行ルートを再考するに当たり、利用しない理由を聴取することで新たな検討材料としようとするものです。

高橋委員 高齢者でまめバスの利用が難しくなると福祉タクシーを利用するようになる、という理解でいいか。

副市長 実際のところ、現時点ではよく分かっておりません。そのような内容も含め、どの年代までを範囲とするかの検討材料にしたいと考えております。

須賀会長 高齢者を主な対象としつつも、総合的に市民の利便を図る調査ということか。

副市長 最終的にはそのような方向を目指しています。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ審議依頼書及び登録簿のとおり承認してよろしいか。

（異議無し）

報告事項

(1) 不妊治療費等助成に関する事務の開始について（保健センター）

担当者から概要の説明を受けた。

玉真委員 保存期間について、「申請者が50歳に達する年まで」としている理由は

何か。

高梨主査 今回の助成金については、助成回数の上限を定めているため、対象者が何回助成を受けたかということを把握しておく必要があります。特定不妊治療については、43歳になるまでの治療を対象とする年齢要件があり、申請期間を2年以内としていて、更に申請から最低5年間保存することとなっているため、50歳に達する年まで保存すれば、限度回数を超えて助成を受けることはありません。一般不妊治療については年齢要件を設定していませんが、行政が個人情報を持続期間保持することの妥当性、特定不妊治療の助成と制度としての統一性を持たせるといった観点から、こちらも50歳に達する年までとしたものです。

須賀会長 対象者に「パートナー」とあるが、内縁関係の者を指すのであって、同性婚の者は含まないということか。

高梨主査 そのとおりです。

須賀会長 「事実婚関係」や「パートナー」といった語句の統一はしないのか。

副市長 当該事務においては事実婚関係を対象としているため、「事実婚」に統一します。

小林委員 千葉県特定不妊治療助成を受けていることは、市の特定不妊治療費等助成を受けるための要件という理解でいいか。

高梨主査 そのとおりです。

小林委員 収集項目としては、どれに該当するか。

高梨主査 公的扶助に該当します。

小林委員 当該情報は本人から収集するという理解でいいか。

高梨主査 そのとおりです。

小林委員 要配慮個人情報について、条例では「病歴」とあるところ、登録簿上は「健康情報」となっているのはなぜか。

事務局 条例施行規則で引用している行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令において、医師により診療又は調剤が行われたことも要配慮個人情報とされており、登録簿上では、そういった内容も含めて「健康情報」としています。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ修正案のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(2) 不育症治療費等助成に関する事務の開始について（保健センター）

担当者から概要の説明を受けた。

須賀会長 不妊症と不育症はどのように異なるのか。

高梨主査 不妊症は妊娠しにくい症状を、不育症は胎児が出産まで至らない症状を指しています。

須賀会長 不妊治療費等助成に関する事務と異なり、こちらについては、保存期間は5年で構わないか。

高梨主査 助成回数について上限を定めていないため、5年としています。

玉真委員 不妊治療費等助成に関する事務と同様に、こちらも対象者や収集先について「パートナー」という表現を「事実婚関係にある者」として、統一した方が良いように思う。

事務局 「事実婚関係にある者」に改めます。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ修正案のとおり承認してよろしいか。
(異議無し)

(3) 期日前投票、不在者投票及び郵便等投票に関する事務の変更について（選挙管理委員会）

担当者から概要の説明を受けた。

玉真委員 性別は収集する必要がないのではないか。

高橋主任主事 削除いたします。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ修正案のとおり承認してよろしいか。
(異議無し)

(4) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務の開始について（生活支援課）

担当者から概要の説明を受けた。

小林委員 収集項目の「扶養を受けている事実」とはどういうことか。

西野係長 高齢者が別世帯の子供から扶養を受けているような場合、実体として課税世帯と同等であると考えられるため、支給対象から除外することになっています。

小林委員 その場合、収集項目としては「扶養を受けていない事実」とあるのが妥当ではないか。

西野係長 国が示している様式例が、「扶養を受けている」ことにチェックをつけるようになっているため、この書きぶりになっています。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ登録簿のとおり承認してよろしいか。
(異議無し)

須賀会長 以上で第3回野田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。

以上